

登録者証の交付について

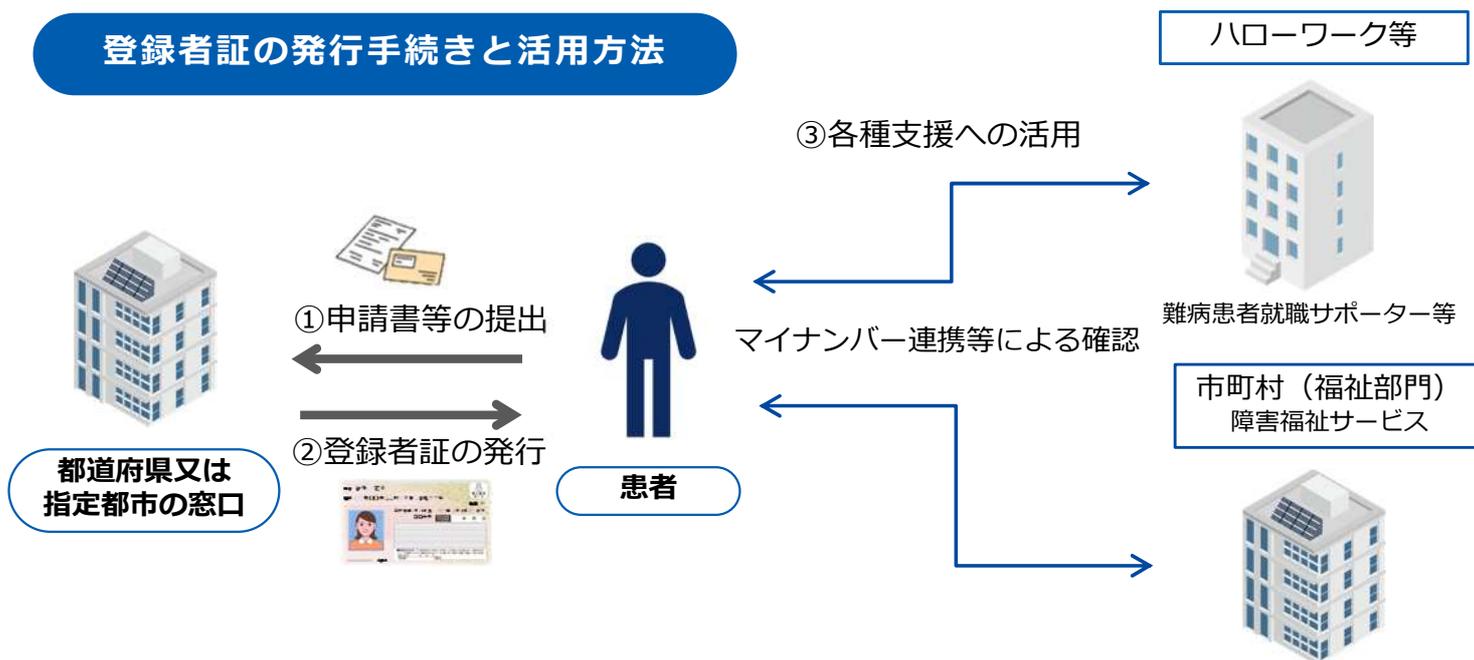
指定難病患者の皆さまが福祉・就労等の各種支援を受ける際に使える「登録者証」の発行が始まります。下記の手続きを参考に、登録者証の申請をご検討ください。

登録者証とは？

難病法に基づく指定難病患者であることを証明するものです。
(医療費助成の対象とならない方にも交付されます)

障害福祉サービスの受給申請時やハローワークの利用時等に、難病患者であることを証明として利用できる場合があります。
※別途、医師の意見書等が必要になる可能性があります。

登録者証の発行手続きと活用方法



○登録者証発行の対象者

- ・ 指定難病の診断基準は満たしているが、軽症のため医療費助成の対象とはならない方
- ・ 指定難病医療費助成の申請をしたが、重症度基準のみを満たさずに、却下通知書が交付された方
- ・ 指定難病の受給者証を既に交付されている方

○申請に必要な添付書類

申請書は保健所窓口へ持参するか、下記宛先に郵送してください。

- ・登録者証申請書
- ・指定難病にかかっていることを証明する資料
(臨床調査個人票、却下通知(指定難病にかかっている旨が確認できるものに限る)、指定難病の医療受給者証等)
- ・マイナンバーを確認できる書類
(マイナンバーカードの写し、マイナンバーが記載された住民票等)

○登録者証の発行方法

原則としてマイナンバー情報連携を活用するため、マイナンバーカードが登録者証になります。ただし、マイナンバー情報連携を活用することができない状況にあるときは、申請者からの求めに応じて紙により発行することも可能です。(R7年3月現在、マイナンバー情報連携ができないため、紙の発行のみ対応しています)

○各種支援への活用

マイナンバーカードを提示、またはスマートフォン等の端末からマイナポータルにアクセスして、登録者証の資格情報の画面もしくはデータを印字したものを提出することで、指定難病患者であることを証明できます。紙の登録者証をお持ちの方は、紙の登録者証を提出して証明することも可能です。

利用するサービスによって確認方法が異なりますので、あらかじめ各サービス担当にお問い合わせください。

お問い合わせ先

大分県福祉保健部 健康政策・感染症対策課 疾病対策班
TEL 097-506-2674

郵送される場合の宛先

〒870-8501

大分市大手町3丁目1番1号

大分県健康政策・感染症対策課 疾病対策班 行

難病に関する情報

指定難病に関する情報については、

「**難病情報センター**」の
ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.nanbyou.or.jp/>

